事　務　事　業　一　元　化　調　書

関市・武儀郡町村合併協議会

協議項目	２６－25．　文化振興事業	協議細目	
調整方針	1　各町村の指定文化財については、個人所有の動産を除き、新市に引き継ぐものとする。 2　文化財保護審議会については、地域の状況を踏まえ、各分野ごとに選出するものとする。 3　文化協会については、合併時に統合するものとし、組織の運営等に関しては現関係役員が協議して定めるものとする。 4　美術館、博物館及び民俗資料館については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。		

項目		参考資料																	
○各種指定文化財																			
指定文化財	区分	関市			洞戸村			板取村			武儀町			上之保村			武芸川町		
		国指定	県指定	市指定	国指定	県指定	村指定	国指定	県指定	村指定	国指定	県指定	町指定	国指定	県指定	村指定	国指定	県指定	町指定
有形文化財	建造物	8		7							1	5	1			6			2
	絵画			4						5			1					1	4
	彫刻	2	2	15		1	59			4			22			35			4
	工芸品	1	4	8		2	12						1		1	1			17
	書跡			1		1	1									1			
	典籍		1	1															
	古文書			3						5									10
	考古資料		1	4						1			2			1		1	
	計	11	8	43		4	72			15	1	5	27		1	44		2	37
無形文化財	無形文化(*)		2	2															3
	計		2	2															3
民俗文化財	有形民俗	1	2	1															
	無形民俗			5						1			1						2
	計	1	2	6						1			1						2
記念物	史跡	1	1	5						5									3
	天然記念物		1	5						10			1		1	9		1	2
	計	1	2	10						15			1		1	9		1	5

＊無形文化財　（関市）　県指定：刀剣研磨技法、美濃伝日本刀鍛錬法
市指定：刀剣類外装技法、美濃伝日本刀鍛錬技法
（武芸川町）　町指定：一色十六拍子神事、武芸八幡宮祭礼神事、日本刀鍛錬技法

事　務　事　業　一　元　化　調　書

関市・武儀郡町村合併協議会

項　目	参　考　資　料

○その他文化財
登録文化財

	区　分	関　市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	武芸川町
国及び地域登録文化財	建造物			2			
	計			2			

埋蔵文化財

	区　分	関　市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	武芸川町
埋蔵文化財	包蔵地	299	17	46	5	7	49
内　訳	集落跡	11		1			
	古　墳	178				2	45
	窯　跡	17					
	城館跡	5		1	1		
	社寺跡	3		5		4	
	その他	85	17	39	4	1	4

埋蔵文化財は国民共有の財産であると同時に、それぞれの地域と文化に根ざした歴史的所産で地域の歴史、文化環境を形作る重要な要素であることから、基本的には地域で主体的に保護、活用を図ることとされている。

○文化財指定・登録

各市町村、申請があった物件について調査後、文化財の指定・登録を実施する。

○参考

有形文化財	建造物、工芸品、絵画、彫刻、書跡、古文書その他有形の文化的所産
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産
民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件
史　跡	遺物包含地、住居跡、古墳、窯跡、城跡、社寺跡その他の遺跡
天然記念物	動物、植物及び地質鉱物
登録文化財	建築物（住宅・事務所・工場・社寺等）、土木工作物（橋・トンネル・水門・堤防等）、その他の工作物（煙突・塀・櫓等）
埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財

事　務　事　業　一　元　化　調　書

関市・武儀郡町村合併協議会

項目		参考資料					
○文化財保護審議会							
組織の現況	区　分	関　市	洞　戸　村	板　取　村	武　儀　町	上之保村	武芸川町
	名　称	関市文化財審議会	洞戸村文化財審議会	板取村文化財保護推進委員会	武儀町文化財保護審議会	上之保村文化財審議会	武芸川町文化財保護審議会
	職　務	・教育委員会の諮問に応じて文化財の調査・研究にあたり、その保存指導及び活用について審議し、これらの事項に関して必要と認める事項を教育委員会に建議する。	・委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する専門的並びに技術的事項を調査・審議し、委員会に建議する。	・文化財の保護及び活用のため、教育委員会の諮問機関として委員会で建議する。 ・必要に応じて行政視察する。	・教育委員会の諮問機関として、諮問に応じて文化財の調査・研究にあたり、委員会に建議する。	・委員会の諮問に応じて文化財の調査・研究にあたり、その保存・活用について審議し、委員会に建議する。 ・毎年、他町村の文化財保護活用の取り組みの行政視察を実施する。	・委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する専門的並びに技術的事項を調査・審議し、委員会に建議する。
	委員数	７名	６名	１０名	６名	６名	４名
	任　期	２年	２年	２年	２年	２年	２年
	役　員	会長１名	会長１名	委員長１名	会長１名	会長１名	会長１名
	会　議	諮問に応じ必要回数	３回／年	諮問に応じ必要回数	１回／年	２回／年	諮問に応じ必要回数
	報　酬	６，５００円／回	７,０００円／日	２０,０００円／年	１０,０００円／年	２０,０００円／年	６，０００円／回
	根拠法令	・関市文化財保護条例及び同条例施行規則	・文化財保護法 ・洞戸村文化財保護に関する条例	・文化財保護法 ・板取村文化財保護に関する条例	・文化財保護法 ・岐阜県文化財保護条例及び同条例施行規則 ・武儀町文化財保護に関する条例	・文化財保護法 ・上之保村の文化財の保護に関する条例	・文化財保護法 ・岐阜県文化財保護条例及び同条例施行規則 ・武芸川町文化財保護に関する条例
○文化協会							
組織の現況	区　分	関市文化協会	洞戸村文化協会	板取村文化協会	武儀町文化協会	上之保村文化協会	武芸川町文化協会
	加入団体	１１８団体	２４団体	８団体	２６団体	２５団体	１９団体
	補助金 (H15当初)	１,０４５千円	２８８千円	３２０千円	５００千円	５０千円	７００千円

事　務　事　業　一　元　化　調　書

関市・武儀郡町村合併協議会

項目		参考資料			
○美術館・博物館の概要	区分	関市			
	名称	関市立篠田桃紅美術空間	関市円空館	関市塚原遺跡公園展示館	関市惟然記念館
	所在地	関市若草通３丁目１番地 関市役所７階	関市池尻１８５番地	関市千疋１７７７－１	関市西日吉町５０－１
	主な施設	７Ｆ：展示室、事務室、 エントランスホール	１Ｆ：管理棟（多目的ルーム、図書コーナー、事務室）、展示棟	１Ｆ：倉庫、便所 ２Ｆ：展示室、事務室 屋外展示：復元住居 復元古墳	１Ｆ：展示室
	主な展示物	篠田桃紅の作品約３０点 （素描、筆、墨、随筆等）	円空仏 円空に関わる各種図書等	塚原遺跡出土遺物 （土器・石器・金属器など）	広瀬惟然および俳諧資料 （掛軸・書籍・屏風）
	開館時間	午前９時～午後４時３０分 （教育委員会において、臨時に開館時間を変更することができる）	午前９時～午後４時３０分 （教育委員会において、臨時に開館時間を変更することができる）	午前９時～午後４時３０分 （教育委員会において、臨時に開館時間を変更することができる）	午前９時～午後４時３０分 （教育委員会において、臨時に開館時間を変更することができる）
	休館日	毎週月曜日、祝日の翌日 （祝日の翌日が月曜日の場合はその翌日） 年末年始（１２月２９日～１月３日）	毎週月曜日、祝日の翌日 （祝日の翌日が月曜日の場合はその翌日） 年末年始（１２月２９日～１月３日）	毎週月曜日（祝日の場合は翌日）、祝日の翌日（日曜祝日に場合は、その翌日）、年末年始（１２月２７日～１月４日）	毎週月曜日（祝日の場合は翌日）、祝日の翌日（日曜祝日に場合は、その翌日）、年末年始（１２月２９日～１月３日）
	入館料	大人：一般３００円 （２００円） 小人：一般　無料	大人：一般２００円 （１５０円） 小人：一般　無料	無料	無料
		＊大人は高校生以上 ＊小人は中学生以下 ＊(　)は２０人以上の団体料金 ＊入館料は前納 ＊入館料の減免あり	＊大人は高校生以上 ＊小人は中学生以下 ＊(　)は２０人以上の団体料金 ＊入館料は前納 ＊入館料の減免あり		

事　務　事　業　一　元　化　調　書

関市・武儀郡町村合併協議会

項目		参考資料				
○美術館・博物館の概要	区　分	洞戸村	武芸川町	板取村	武儀町	上之保村
	名　称	円空記念館	武芸川町ふるさと館			
	所 在 地	洞戸村奥洞戸１２１２番地	武芸川町八幡１５５６番地			
	主な施設	１Ｆ：会議室（多目的ホール）事務室、展示室倉庫、便所、屋外ステージ ２Ｆ：展示室	１Ｆ：特別収蔵庫、特別展示室１・２、一般収蔵庫、一般展示室、ホール・展示場、研修室、事務室、便所			
	主な展示物	円空仏、彫る円空（人体模型）円空に関わる各種パネル・映像等	掛軸、水彩画、俳句、絵画			
	開館時間	午前９時～午後５時 （入館は午後４時３０分まで）	午前９時～午後５時			
	休 館 日	毎週火曜日、祝日の翌日（祝日の翌日が火曜日の場合は、その翌日） 年末（１２月２９日～１２月３１日）	毎週木曜日（祝日の場合は翌日） 年末年始（１２月２９日～１月３日）			
	入 館 料	大人：一般３００円 （２５０円） 小人：一般１５０円 （１００円）	無料（ただし、特別な企画展示を行った場合は、条例の定める範囲において徴収する事ができる。）			
		＊大人は高校生以上 ＊小人は中学生以下 ＊(　)は１５人以上の団体料金 ＊入館料は前納				

事　務　事　業　一　元　化　調　書

関市・武儀郡町村合併協議会

項目		参考資料					
○民俗資料館	区　分	関　市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	武芸川町
	名　称	ふるさと民具室					武芸川町民俗資料館
	所在地	関市桜本町2丁目30番地1 関市文化会館3階					武芸川町跡部７７９番地
	主な施設	展示室					昔の民家を復元
	主な展示物	高度経済成長期以前の生活・生産用具					紙漉道具一式、生活用具
	開館時間	午前９時～午後４時３０分					午前９時～午後５時
	休館日	月曜日、祝祭日の翌日、年末年始（12月29日～1月3日）					年末年始（12月29日～1月3日）
	入場料	無料					無料

○先進事例

【文化財保護】

「岐阜広域合併協議会」

各市町の指定文化財はすべて新市に引き継ぐものとする。

【文化協会(団体)】

「瑞穂市」

文化振興に無くてはならない存在であり、合併時には統合する。

統合及び組織等に際しては、現関係役員が協議して自主運営を目標に定める。

現加盟団体は、現行のとおり引き継ぎ、未加入のクラブサークル等は、加入促進し協会の一員として活動することを基本とする。

○関係法令

【文化財保護法】

（地方公共団体の事務）

第９８条　地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

２　地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち、重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

３　前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行った場合には教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。